

令和6年度第3回東松山市介護保険運営協議会会議次第

令和7年3月27日（木）午後2時
東松山市本庁舎3階 全員協議会室

1 開 会

2 あいさつ

承認案件と報告案件を 分けて説明

3 議事

（1）地域密着型サービス事業者の指定について

（2）介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託先事業所の承認について

（3）東松山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

（4）令和7年度地域包括支援センター事業計画等について

4 その他

5 閉 会

地域密着型サービス事業者等の指定について

1 市内地域密着型サービス事業者の指定更新について

指定地域密着型サービス事業者の指定は、介護保険法第70条の2により6年ごとに更新することとされております。下記事業者から、指定有効期間の経過後も事業を継続したいとする指定更新申請がありました。

申請書類等を審査した結果、今後も適正な介護サービスの提供が見込まれるため、下記のとおり指定を更新したことを報告いたします。

記

・事業所概要（GENKINEXT 東松山）

事業所の名称及び所在地	(名 称) GENKINEXT 東松山 (所在地) 東松山市箭弓町3-4-1
サービスの種類・定員	(種 類) 地域密着型通所介護 (定 員) 15人
申請者（法人）の名称 及び所在地	(名 称) 株式会社介護NEXT (所在地) 群馬県伊勢崎市鹿島町440-1
申請者の代表者の氏名及び職名	代表取締役 大平 雄伸
更新後の指定有効期間	令和6年11月1日から令和12年10月31日まで

・サービス概要

地域密着型通所介護…利用定員18名以下の小規模なデイサービスで、食事・入浴などの介護や機能訓練を提供する。

2 市外地域密着型サービス事業者の指定廃止について

利用者が施設入所したことから、下記事業所への利用を終了しましたので指定を廃止したことを報告いたします。

記

・事業所概要（もみりハの家万吉）

事業所の名称及び所在地	(名 称) もみりハの家万吉 (所在地) 埼玉県熊谷市万吉 9 8 4 - 9
サービスの種類・定員	(種 類) 地域密着型通所介護 (定 員) 1 0 人
申請者（法人）の 名称及び所在地	(名 称) 株式会社グローフォース (所在地) 埼玉県比企郡滑川町月の輪 5 - 1 8 - 2
申請者の代表者の氏名及び職名	代表取締役 生井 美奈子
廃止する年月日	令和 6 年 1 1 月 3 0 日

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託先 事業所の承認について

○委託について

指定介護予防支援事業所の介護予防支援業務《法第115条の22》及び、平成28年3月開始に伴い地域支援事業包括的支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）《法第115条の45》については、利用者本人が居住する地域包括支援センターが実施することが基本となりますが、状況に応じて、その業務の一部を地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者に対して委託することができるものとされています。

（ケアマネジメント：介護予防支援と同様に、介護予防ケアマネジメントは、要支援等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成等するものです。）

○居宅介護支援事業所の追加承認について

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを委託することが予測される事業所について事前に承認を受け、ケアマネジメント業務をすすめるものです。なお①②の事業所ともに、今回早急に対応する必要があり、事後承認を頂きたいとするものです。

（事業所） 以下の一覧表のとおり

事業所名 (事業所番号)	所在地	事業者指定年月日 (指定)	開始日
居宅介護支援事業所サイダー (1173301571)	東松山市大字太谷 2822 番地 6	令和6年12月1日 (東松山市)	令和6年12月1日

※上記事業所について

・利用者概要等

70歳（要支援2）ひとり暮らし

後縦靱帯骨化症と脳梗塞により左下肢の動きの制限や姿勢障害、歩行の不安定さがあり、訪問看護、訪問介護、福祉用具貸与の継続利用を希望しています。

*令和6年8月に承認を受けた事業所です。令和6年12月1日付け、市内に事業所を移転し、東松山市の指定を受けたことに伴い、改めて承認を受けるものです。

(参考資料)

一部改正:平成30 年5 月10 日 厚生労働省老健 通知

地域包括支援センターの設置運営について (一部抜粋)

5 事業の留意点

包括的支援事業等の実施に当たっては、地域支援事業実施要綱に基づき、行うものとする。

また、第1号介護予防支援事業(居宅要支援被保険者に係るものに限る。)及び指定介護予防支援は、制度としては、包括的支援事業とは別のものであるが、その実施に当たっては、共通の考え方に基づき、一体的に行われるものとする。

(1) 指定介護予防支援業務の委託について

指定介護予防支援事業者たるセンターは、指定介護予防支援業務のうち一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとされている。この委託に当たっては、次の点に留意の上、行うこととする。

- ① 公正・中立性を確保する観点から、委託について運営協議会の議を経る必要があること。
- ② 指定介護予防支援事業者が業務の一部を委託する場合においても、指定介護予防支援基準第30 条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮しなければならないこと。
- ③ 業務を受託する指定居宅介護支援事業者は、都道府県知事が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者である必要があること。
- ④ 指定介護予防支援に係る責任主体は、指定介護予防支援事業者たるセンターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか、内容が妥当か等について確認を行うこと、また、委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、当該評価を踏まえ今後の指定介護予防支援の方針等を決定すること。
- ⑤ 委託料については、介護予防サービス計画費、指定居宅介護支援事業所への委託範囲を勘案して、業務量に見合った適切な額を、センターが指定居宅介護支援事業所との契約において設定すること
- ⑥ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業者に偏らないこと。
- ⑦ 指定介護予防支援を委託するにあたっては、委託先の指定居宅介護支援事業所の業務に支障の無い範囲で委託すること

(2) 第1号介護予防支援事業の委託について

包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)全体の円滑な実施に向けて、第1号介護予防支援事業の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができることとされているが、委託に当たっては、(1)に掲げる①～⑦を踏まえるとともに、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」(平成27 年6月5日老振発0605 第1号厚生労働省老健局振興課長通知)を参考とすること。

東松山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

R7.3.27

1 改正の概要

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、東松山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、公布の日から施行するもの

(1) 介護保険法施行規則の一部改正の内容

地域包括支援センター（以下「センター」という。）について、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、職員配置基準の緩和措置として、次に掲げる事項を規定するもの

ア 必要と認められる場合には、常勤換算方法（センターの職員（非常勤職員を含む。）の勤務延時間数を、当該センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法）による職員の配置を可能とするもの

イ 各センターに置く必要がある3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の職員について、複数のセンター全体で必要な員数を満たすならば、複数のセンターを1つの単位とし、各センターにおいて必ずしも3職種全ての職員を配置しなくてもよいこととするもの

(2) 本条例の一部改正の内容

市におけるセンターの職員の職種及び員数に関する基準については、介護保険法施行規則で定める基準に従い、条例で定めるものとされていることから、本条例についても同様に改正するもの

2 新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第3条 略 （職員の員数）	第1条～第3条 略 （職員の員数）
第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 <u>（協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包</u>	第4条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数_____

<u>括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）</u>によることができる。次条第1項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (員数の例外) 第5条 <u>前条の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同条各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同条の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同条各号に掲げる者のうちから2人とする。</u> 2 <u>前条の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</u> (1) 略 (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 <u>前条各号</u> に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	_____は、原則として次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (員数の例外) 第5条 前条の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会において認められた場合は、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の各号に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 略 (2) おおむね1,000人以上2,000人未満 <u>前条第1号から第3号までに</u> 掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
--	---

(3) 略 第6条 略	(3) 略 第6条 略
----------------	----------------

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、**複数拠点で合算して3職種を配置**することや、**「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定**など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

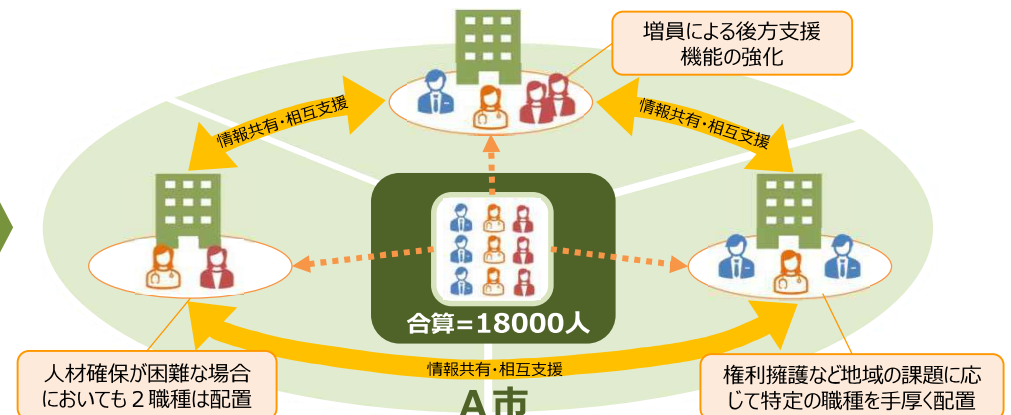
（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月閣議決定）

地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

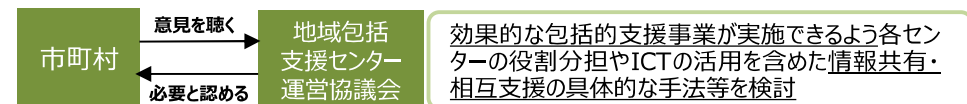
介護保険法施行規則の改正(案)

現行の配置基準は存置しつつ、**市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする**

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



〔 圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す 〕



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
 - ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正(案)）
 - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正(案)）

令和 7 年度地域包括支援センター事業計画等について

地域包括支援センターは、当該介護保険運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとしています。

つきましては、令和 7 年度地域包括支援センター事業計画並びに委託先について、承認を受けたいとするものです。

平成 18 年 4 月に市直営 1 箇所業務を開始して以来、介護保険運営協議会における協議(承認)を踏まえながら、地域での高齢者の生活を包括的に支える機関として、地域包括支援センター（以降、センターとする。）の段階的な増設を図り、現在、市内 6 か所体制（直営 1、委託 5）に整備しております。

センター職員については、常勤専従で、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等の 3 職種が互いに連携を取りながら『チーム』として、総合的に高齢者等の支援を行っています。また、認知症地域支援推進員（兼務）を全てのセンターに配置しています。

○地域包括支援センターの事業について

高齢者及びその家族の多様なニーズや相談に総合的に対応し、心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うとともに、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、住民同士の支え合いなど多様な社会資源を有効に結び付ける地域包括ケアの中核機関としてセンターを運営し、高齢者及びその家族の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とします。また、障害や子育て、生活困窮等、関係機関と連携し対応します。

実施にあたっては、関係法令等を遵守し、公的な機関として、公正かつ中立性を確保し、一体的に事業運営を行います。

各業務については次のとおりです。

（１）包括的支援事業

① 総合相談支援業務

高齢者とその家族等の相談を総合的に受け止め、問題解決に向けて支援するとともに、地域におけるさまざまな関係者のネットワーク構築を図ります。

高齢者とその家族等の状況について家庭訪問等により実態を把握し、状況に合わせて各種サービスの利用手続きの代行等、保健福祉サービスの利用調整を行います。地域の民生委員・児童委員をはじめ、障害や子育て、生活困窮等関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげていきます。

地域のふれあいきらめきサロン等と連携し、必要に応じて支援します。また、あんしん見守りネットワークに関する活動を支援します。

② 権利擁護業務

高齢者虐待や消費者被害を防止するための相談、支援、連絡調整を行い、関係する他職種、機関等と連携を図りながら個別事例の対応を図ります。

虐待があると疑われるとき、その他緊急に対応が必要と認められるときは、市及び関係機関と調整を図り、迅速な対応を取ります。

高齢者虐待防止の研修等や成年後見制度の活用、普及啓発を図ります。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

在宅・施設に通じた地域における包括的・継続的ケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。

また、高齢者とその家族に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用した支援ネットワークの構築を支援します。

地域の介護支援専門員に対する個別事例への支援や指導助言等を行うとともに、ケアマネジメントの資質向上を図る為、東松山市介護支援専門員連絡協議会と連携し、研修会等の実施を行います。

④ 地域ケア会議の実施

自立支援型地域ケア会議については、多職種からのアドバイスを受け、高齢者の自立支援、重度化防止に向けたケアプランの作成支援を継続します。

多問題を抱える事例等の困難事例の支援を検討する地域ケア個別会議を各包括にて継続して実施します。ケア会議では、個別課題の解決につなげ、さらに地域課題の発見や資源開発等につなげていきます。

地域ケア推進会議等では、地域課題や改善策等を検討していきます。

⑤ 医療と介護の連携

比企医師会在宅医療連携拠点等と連携を図りながら、在宅医療と介護に対する理解や普及啓発を推進します。また、在宅医療・介護を支える関係者など多職種連携の研修会に参加するなど連携強化に努めます。

⑥ 認知症総合支援事業の推進（重点事業）

認知症になっても安心して暮らせるまちを市民とともにつくっていくために、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。また教育委員会、小学校と連携し「キッズサポーター」の養成講座（認知症サポーター小学生養成講座）を継続実施します。

世界アルツハイマー月間（9月を強化月間として）に合わせた啓発活動（令和元年度より実施 通称：認知症キャンペーン）を「認知症の人と家族の会」等の関係機関と連携し、啓発リーフレットの配布、パネル展示等を実施します。

認知症地域支援推進員を各センターに配置し、地域の支援機関（若年性認知症支援コーディネーター等）をつなぐ連携支援や認知症の方やその家族を支える相談援助等を行います。支援にあたっては、かかりつけ医や認知症疾患医療センター等と早期診断・早期対応に向けた医療との連携を図ります。必要時、認知症初期集中支援チームと連携を図り、認知症初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

「認知症の人と家族の会」や家族介護者の集い・サロン、オレンジカフェ等と協力し、各地域に必要な活動支援等を行います。

また認知症の早期発見と状況に応じた適切な治療に結びつけるため、認知症検診（対象者は70歳、75歳）の受診勧奨や、認知症初期スクリーニングシステムの活用等について、相談窓口や出前講座等で周知を図ります。また、認知症予防の趣旨普及に努めます。

令和6年度に東松山市内にチームオレンジを整備し、活動開始しています。認知症サポーターステップアップ講座を修了したボランティアが、認知症の人や家族と共生するための支援を行います。今後も、チームオレンジの更なる活躍の場を整備してまいります。

⑦ 生活支援サービスの体制整備

生活支援協議体への参加や生活支援コーディネーターとの連携を図り、市が実施する生活支援サービスの体制整備の取組を支援します。

地域ケア会議等から抽出された地域課題について生活支援コーディネーターや地域の協力機関等と連携し、検討をすすめます。

また各地区（第2層）におけるたすけあい協議体へ参加し、地域の支え合いの活動を促進します。

（2）介護予防・生活支援サービス事業及び指定介護予防支援事業

介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）事業及び指定介護予防支援事業（センターに併設する指定介護予防支援事業所）の実施にあたっては、関係法令、市の条例等を遵守し、介護保険における要支援者等、一人ひとりに必要なサービスが、公正・中立に提供されるよう努めます。

要支援1・2の認定を受けた方や65歳以上で基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方（事業対象者）が介護予防のために、地域において自立した日常生活を送れるようケアマネジメントを実施します。総合的かつ、効果的な支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保し、一定期間経過後は、目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

ケアマネジメントは利用者が居住する地区のセンターにより実施することが基本となりますが、業務の一部を必要な範囲で指定居宅介護支援事業所へ委託を行う場合は、サービス計画作成のためのアセスメント業務や評価などが適切に実施されているか、適切に関与し、責任をもって確認を行います。

また、地域包括支援センターの適切な関与を担保した上で、居宅介護支援事業

所に介護予防支援の指定対象を拡大することに伴い、介護予防を居宅介護支援事業所と連携し推進してまいります。

(3) その他の業務

地域のサロン等からの要請に応じて認知症予防等をはじめとした出前講座の実施や市などが開催する介護予防事業への参加協力を行います。

地域密着型サービス事業者が開催する運営推進会議へ参加するほか、市が主催する会議等への参加協力を行います。

センターの職員は、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、事業全般について自己研鑽に努めます。

また緊急時の支援ができるよう、24時間の連絡体制を整備します。

表) 地域包括支援センター業務委託先等 *高齢者人口については、推計値

名 称	担当地域	高齢者人口
総合福祉エリア地域包括支援センター (東松山市社会福祉協議会)	松山地区	約7,000人
東松山ホーム地域包括支援センター (社会福祉法人) 松仁会	唐子地区、松山地区の一部	約4,900人
年輪福祉ホーム地域包括支援センター (社会福祉法人) 敬寿会	大岡地区、平野地区、松山地区の一部	約5,000人
わかばの丘地域包括支援センター (医療法人) 若葉会	高坂地区、高坂丘陵地区	約5,600人
アースサポート東松山地域包括支援センター (株式会社) アースサポート	野本地区、松山地区の一部	約5,200人
高齢介護課内 市直営	*調整・統括等業務	(計 27,700 人)